

## 笠間市議会教育福祉委員会記録

令和5年6月6日 午前10時00分開会

### 出席委員

委員長	坂本 奈央子 君
副委員長	田村 幸子 君
委員	酒井 正輝 君
〃	鈴木 宏治 君
〃	林田 美代子 君
〃	村上 寿之 君
〃	大貫 千尋 君

### 欠席委員

なし

### 出席説明員

保健福祉部長	下条 かをる 君
福祉事務所長	堀内 信彦 君
市立病院事務局長	木村 成治 君
教育部長	堀江 正勝 君
社会福祉課長	瀬谷 昌巳 君
社会福祉課長補佐	高松 繁樹 君
社会福祉課G長	角田 康博 君
保険年金課長	町田 健一 君
保険年金課長補佐	豊田 信雄 君
保険年金課G長	久保 美智代 君
保険年金課G長	飯田 弘子 君
保険年金課G長	長谷川 修 君
健康医療政策課長	山本 哲也 君
感染対策室長	佐伯 優子 君
健康医療政策課長補佐	町田 富士子 君
保健センター所長	糸屋 明子 君
健康医療政策課G長	浦井 義朗 君
感染対策室主査	桑嶋 裕美 君

経営管理課長	齋藤直樹君
経営管理課主査	橋本太郎君
学務課長	稲田和幸君
おいしい給食推進室長	石井謙君
指導室長	持丸正美君
学務課長補佐	仁平秀明君
おいしい給食推進室長補佐	豊田修司君
学務課G長	川野邊祐子君
おいしい給食推進室主査	川嶋進君
生涯学習課長	松本浩行君
生涯学習課長補佐	山本明子君
文化振興室長	柴田裕実君
スポーツ振興室主査	安齋岳美君
文化振興室主査	竹江美佐夫君

---

出席議会事務局職員

係	長	神長利久
係	長	上馬健介

---

議事日程

令和5年6月6日（火曜日）

午前10時00分開会

- 1 開会
- 2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- ・議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- ・議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）

(2) その他

---

午前10時00分開会

○坂本委員長 それでは、皆さんおはようございます。

委員会を開催する前に、お知らせいたします。

議会基本条例の制定に伴いまして、常任委員会の会議録の公開に向け、本会議と同様の

会議録、具体的には暫時休憩部分を除いた一言一句の記録として作成いたしますので、発言時には必ずマイクの使用をお願いいたします。また、簡潔な議論を展開していただきたいと思っておりますので、発言の際には、例えば予算については予算のページ数ですとか、関連する質疑に努めていただくようお願いいたします。

---

○坂本委員長 では、本日の委員会、始めたいと思います。

教育福祉委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては、本日の委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

本日、議案の説明のため出席を求めた者は、タブレットに掲載した資料のとおりであります。また、議会事務局より神長係長、上馬係長が出席しております。

本日の会議の記録は、上馬係長にお願いします。

---

○坂本委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。円滑な審議に御協力をお願いいたします。

それでは審査に入ります。

審査は審査日程表により、課別、議案別に行います。

初めに、保健福祉部社会福祉課が所管いたします、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

暫時休憩します。

午前10時04分休憩

---

午前10時04分再開

○坂本委員長 休憩を取り戻し会議を続けます。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、社会福祉課所管分について事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

10ページをお開き願います。

上の項目、2行目となります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、4節生活保護費補助金125万3,000円は、生活保護制度において5年に一度の国の見直

しにより、生活保護扶助費の基準が今年10月から新たに改定されることから、その生活保護システム改修のための経費補助として国庫補助金を計上するものです。

次に、歳出でございます。

14ページをお開き願います。

真ん中の項目となります。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費4,016万4,000円は、令和4年度に実施した国事業、子育て世帯臨時特別支援事業による価格高騰緊急支援などとして住民税非課税世帯に対する臨時給付金、5万円などの給付金になりますけれども、そちらの事業確定に伴う精算として国への返納金を計上するものです。

次に、その下の項目となります。3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費250万6,000円は、先ほど歳入でも御説明しましたが、今年10月から生活保護扶助費の基準改定により生活保護システム改修を行うための予算を計上するものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 非課税世帯に対する5万円の給付金は、実施時期はいつからいつですか。

○坂本委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 令和4年度の9月から5月、3月末に対しまして、その期間を設けてまして給付したものでございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 これは給付すべき世帯が何世帯で、給付完了が何世帯なのか、お知らせください。

○坂本委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 住民税非課税世帯の対象者が8,267世帯でございます。そちらに対しまして、7,713世帯に対して給付いたしました。また、家計急変というのが40世帯ございまして、その分40世帯給付いたしまして、合計合わせますと7,753世帯に給付しておりまして、給付率といたしましては93.3%と、そういった数字でございます。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 給付できなかった世帯は、なぜできなかったの。

○坂本委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 まず、そもそも、何というのですか、対象者であったとしても給付を辞退するというような方もございます。給付率は93.3%とお話し申し上げましたけれども、そういった辞退した方もいますので、実際にはそういったのが主な理由かなというふうに考えております。

○坂本委員長 大貫委員。

○大貫千尋委員 来たお金と出すお金の差額の処理はどのようなのですか。

○坂本委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 こちらに関しましては、国の補助10分の10ということの補助になっておりますので、当然、国のほうから補助としていただいておりますので、その分を国のほうに戻すということで、今回、その分の返金額を計上したというような形になります。

○坂本委員長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

○瀬谷社会福祉課長 委員長、失礼します。

○坂本委員長 瀬谷昌巳君。

○瀬谷社会福祉課長 先ほど数字を誤って報告してしまいました。対象世帯が7,507世帯でございます。そちらに対しまして6,965世帯に給付しております93%でございます。失礼いたしました。修正させていただきます。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 ないようなので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時11分休憩

---

午前10時15分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保険年金課が所管いたします、議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 保険年金課の町田です。よろしく願いいたします。

議案第51号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたしま

す。

本案は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額引上げと低所得世帯に対する軽減措置に係る所得判定基準の改正を行うものです。

内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

3ページをお開き願います。

第3条の課税額について、第3項中、ただし書の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に改めるものです。また、第19条の国民健康保険税の減額についても、減額後の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額20万円を22万円に改めるものです。

次に、4ページを御覧願います。

第19条第2号中の5割軽減世帯の所得判定基準において、被保険者数に乘じる金額を28万5,000円から29万円に、同条第3号中の2割軽減世帯の所得判定基準において、被保険者数に乘じる金額を52万円から53万5,000円に改め、低所得世帯の軽減措置を拡充するものです。

最後に、2ページにお戻り願います。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定は令和5年4月1日から適用するものです。

以上で議案第51号の説明を終わりにいたします。よろしくお願ひいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

林田委員。

○林田美代子委員 討論に入ります。

国保賦課限度額の引上げについて、国保賦課限度額の引上げを95万円から104万円に引き上げる、また、2022年4月1日、国保の保険料について基礎賦課額に関わる賦課限度額を63万円から65万円にそれぞれ上げるというものです。

これについて、賦課限度額の引上げではなく、国の負担を増やして国保料の引下げや均等割、軽減、見直しなどで国保税を応能負担型の保険料に改革すべきです。保険税収入に大きな格差がある各保険者の実態を考慮せずに引き上げていくやり方は、もはや限界にあるのです。言われています。公費を1兆円導入すればなくなることです。

以上、討論です。

○坂本委員長 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時22分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま林田委員の発言の中で数字の誤りがあったようなので、もう一度訂正し、発言をお願いいたします。

○坂本委員長 林田委員。

○林田美代子委員 それでは、95万円からというところの数字を訂正いたします。20万円から22万円に引き上げる、それから28万5,000円が29万円というところを訂正させていただきます。それについて討論です。それは後ほど言ったものと全く同じです。

○坂本委員長 ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

今、討論がありましたので、この採決は挙手により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○坂本委員長 賛成多数によりまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

では次に、議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

保険年金課長町田健一君。

○町田保険年金課長 議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億2,630万円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入ですが、6ページをお開き願います。

4款県支出金、1項県負担金補助金、1目1節保険給付費等交付金30万円の増額は、県負担金分として歳入するもので、詳細につきましては歳出で御説明いたします。

次に、7ページを御覧願います。

歳出につきましては、2款保険給付費、2項高額療養諸費、2目一般被保険者高額介護合算療養費、18節負担金補助及び交付金30万円を増額するものです。

今回補正いたします一般被保険者高額介護合算療養費は、同一世帯で1年間の医療保険

分と介護保険分の自己負担金の合算額が限度額を超えた場合、その超えた分を支給するもので、当初予算で60万円を計上しておりましたが、今年度は当初より支給額が増える見込みとなることから、今回補正を行うものです。

以上で議案第57号 令和5年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わりにいたします。よろしくお願いいたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

---

午前10時27分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康医療政策課が所管いたします、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

健康医療政策課長山本哲也君。

○山本健康医療政策課長 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、健康医療政策課所管分について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

10ページを御覧願います。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金1,466万8,000円の増につきましては、国の令和5年度当初予算において計上された出産・子育て応援交付金で、妊娠時から出産、子育てまで一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を行う事業の財源として計上するものでございます。



同じページの下段になります。

16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金373万4,000円の増は、同じく、出産・子育て応援事業の財源となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

15ページを御覧願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費になります。補正額ゼロ円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種にかかる費用のうち、個別接種促進事業にかかる費用を委託料から報償費に組み替えるものでございます。

同じく、3目母子衛生費2,213万8,000円の増につきましては、先ほど御説明いたしました、令和5年10月以降半年分の出産・子育て応援事業にかかる経費のうち、1節報酬は、自宅訪問や面談などを行う助産師のパート報酬で、そのほか通勤費用や通知文の郵送料などを計上しております。

18節負担金補助及び交付金は、出産・子育て応援補助金として妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円を給付するため、2,160万円を計上するものでございます。

以上が健康医療政策課所管分の補正でございます。御審議を賜りますようお願い申し上げます。

**○坂本委員長** 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

大貫委員。

**○大貫千尋委員** 子育て支援のところがありましたが、今、市町村によって子育て支援の予算ですが、一生懸命予算を確保して一生懸命支援している市町村と国、県に倣ってやっている市町村があるわけですが、当笠間市はどの辺の位置になっているのか、教えてください。

**○坂本委員長** 山本課長。

**○山本健康医療政策課長** どの辺の位置づけということですが、県内の順位等につきましては、申し訳ないのですけれども、把握はしておりません。

ただ、笠間市においては、先ほども出産・子育て応援事業の中でも御説明させていただきましたとおり、妊娠、出産、子育てを一貫して支援ができるように令和5年度のほうも予算をちょっと大きくしながら、予算措置を行いながら対応しているところでございます。

**○坂本委員長** 大貫委員。

**○大貫千尋委員** 笠間市は茨城県で面積、財政力を含めた中でベストテンに入るか入らないかぐらいの位置にあるわけなので、空き家対策等を含めた中で、これからの市町村の闘いというか、要望も含めてなのだけれども、なるべく出産に力を、行政が手を差し伸べて、要するに子育て、出産しやすい、子育てしやすい、そういう市町村を目指していかなけれ

ば、基本的には少子高齢化並びに人口減に対する歯止めが利きづらくなると思うのです。いろいろ地方のニュース等を聞いていますと、本当にこんなことまでするのかというぐらいのことをやっている零細市町村の例があるわけです。

ですから、その辺の中で、笠間市がトータル的に目指すものの中に、要するに出産しやすい、子育てしやすい笠間市というイメージづくりができるような予算措置と、あと一つは病院との連携をきちんとして医療制度に対する働きかけもしないと。以前、中央病院に産婦人科が一時なくなった時期があったのだけれども、戻ってきたのでしょう。市立病院も一緒、中央病院も含めたその辺の医療体制を含めて、茨城県の中では笠間市が一番出産、子育ていいよというイメージづくりをしてください。私からお願いします。

○坂本委員長 大貫委員、マイクを真っ直ぐ向けてもらって、すみません。ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時33分休憩

---

午前10時33分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市立病院事務局経営管理課が所管いたします、議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

経営管理課長斎藤直樹君。

○斎藤経営管理課長 笠間市立病院斎藤です。よろしくお願いたします。

議案第58号 令和5年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

1 ページを御覧ください。

第2条収益的支出でございます。

第1款病院事業費用から119万円を減額し、総額を9億9,983万8,000円とするものです。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

続きまして、支出の内容につきまして、補正予算に関する明細書で説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、1目給与費119万円の減は、新型コロナウイルス感染症の5類への変更により新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症防疫等作業手当の特例が廃止されることから、特殊勤務手当を減額するものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いします。

大貫委員。

○大貫千尋委員 端的にお伺いしますけれども、今現在、赤字なのか、黒字なのか。

○坂本委員長 暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

---

午前10時38分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前10時39分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、学務課が所管いたします、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

学務課長稲田和幸君。

○稲田学務課長 学務課の稲田です。よろしくお願ひいたします。

議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）につきまして、学務課所管の補正予算を御説明いたします。

11ページをお開きください。

歳入になります。

2段目の16款県支出金、3項委託金、6目教育費委託金4万5,000円ですが、茨城県教育委員会の委託を受けまして、宍戸小学校を対象に学校保健・学校安全研究推進校事業を実施するものでございます。内容といたしましては、保健教育、安全教育に係る授業の改善や効果的な推進に関する研究を行います。

続きまして、17ページをお開きください。

歳出になります。

中段の9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費4万5,000円は、歳入で御説明いたしました学校保健、学校安全研究に係る事務用品などの消耗品費になります。

私からの説明は以上でございます。

○坂本委員長 続いて、おいしい給食推進室長石井 謙君、お願ひします。

○石井おいしい給食推進室長 おいしい給食推進室関係の議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

18ページを御覧ください。

歳出でございます。

9款教育費、6項保健体育費、3目給食センター費、8節旅費2万円は、全国オーガニック給食協議会の活動に伴う全国オーガニック給食フォーラム等へ参加するための旅費となります。

続きまして、10節需用費、修繕料40万7,000円は、笠間給食センターの屋根の雨漏りの修繕を行うための修繕料となります。

続きまして、18節負担金補助金及び交付金2万円は、全国オーガニック給食フォーラム実行委員会より依頼のありました全国オーガニック給食協議会の設立に伴い参画するための負担となります。

説明は以上です。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 18ページの学校給食の関係の質問です。給食センター費、10節需用費の40万7,000円の雨漏りというのは、いつから雨漏りしているものを指していますか。

○坂本委員長 石井 謙君。

○石井おいしい給食推進室長 説明いたします。

ゴールデンウイーク明けの5月8日月曜日でございます。この日に雨漏り確認いたしました。前日の5月7日日曜日、この日の雨量につきまして調べたところ33ミリということで、その辺の影響があったのかなということで考えております。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 雨漏りの具合というのは、どのぐらいひどいものなのですか。

○坂本委員長 石井 謙君。

○石井おいしい給食推進室長 ちょうど調理室の中、調理には影響はないのですが、中で水滴が1秒に1滴ぐらいずつ落ちてくるというような状況で、下に受けをつくって対応していたという状況でございます。

○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 結局、緊急性があったということで、この40万7,000円を補正で上げてきたということで御理解してよろしい、緊急性、本当にすぐ直さなくてはいけないものだと。例えば、この間も大雨が降りました。あれでも当然33ミリ、5月7日の雨で記録したということですが、この間の雨なんか本当にひどいと思うのです。

だから、そういう部分に対しても本当にすぐ直さなくては、給食センター自体が傷んでしまったり、給食センターの営業にいろいろ影響があるということで上げてきたということでよろしいでしょうか。そのところだけ。

○坂本委員長 石井 謙君。

○石井おいしい給食推進室長 場所が調理室の中ということですので、衛生上これは早急にとということで、今回の補正に上げさせていただきました。

○坂本委員長 ほかにありますでしょうか。

大貫委員。

○大貫千尋委員 今、18ページの中にもありますが、オーガニック、国は簡単にオーガニックという表現で学校給食を行うのだということなのですが、基本的に、これは笠間市ではどういうふうにするのか。オーガニックというのは、完全に農薬やそういうのを使わないということでしょう。簡単に考えないでもらいたいのだけれども、机上の上だけで。

オーガニックをするのには、村上委員もよく知っているけれども、地域ぐるみ全部でやらないと無理なのです。150町歩水田がある中で私だけオーガニックといっても無理なの。私だけオーガニックという、私のところにばかり虫が来てしまう。その地域全体で、要するに有機農法の化学肥料を使わないで、土に、植物に抵抗力をつけていかなくちゃならないので、オーガニックというのは、10年かかってオーガニックの認定を農林水産省からいただきました。イナゴが大量発生しました。それで仕方なしに、空中散布をしました。だから、もうオーガニックは取消しです。3年先まで取消しですから、1回そういう農薬を使うと。

だから、オーガニックという問題については、軽はずみに無駄な経費を使わない。専門家によく聞いた上で、例えば旧笠間市の、要するに七会村の境の辺り一帯を全部その区域にするとかという形じゃないと難しいです、机上の空論になって。それに今度、笠間市の一般会計から持ち出して予算づけなんかされてしまうと無駄になってしまうから、よくあれと相談をして、何というのだっけ、あれ。何だっけ（「長谷川さん」と呼ぶ者あり）違うな、長谷川さんじゃない。固有名詞じゃなくて、認定農業者とかそういう方によく、経験の深い。小菌江議員に聞くと分かる。よく聞いた上で、国が言ってくる、思い切って予算づけなんかしてどうだのこうだのということはやらないでちょうだい、無理だから。まして、あなた方では農業の経験がないから無理です。よろしくお願いします。

○坂本委員長 それについて、石井 謙君。

○石井おいしい給食推進室長 今回の協議会の負担金につきましては、実際に中に入ると、いろいろなところの市町村の学習ができるというところで、そういったところで一つ、一歩ずつ学んでいきたいと考えております。

○坂本委員長 ほかに質疑ありますでしょうか。

林田委員。

○林田美代子委員 お尋ねしたいのですけれども、北川根小学校でオーガニック給食を取り入れるということが今年度出てきました。実際、4月から実施できているのでしょうか。

○坂本委員長 石井 謙君。

○石井おいしい給食推進室長 北川根小をモデル校としまして、4月から実施をしております。

○坂本委員長 林田委員。

○林田美代子委員 今、大貫委員もおっしゃいましたけれども、オーガニックといいますが、お野菜の部分でしょうか、お米でしょうか。

○坂本委員長 石井 謙君。

○石井おいしい給食推進室長 両方でございます。

○坂本委員長 林田委員。

○林田美代子委員 ありがとうございます。

○坂本委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 では、質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

---

午前10時51分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、生涯学習課が所管いたします、議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

生涯学習課長松本浩行君。

○松本生涯学習課長 議案第56号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第3号）のうち、生涯学習課所管分につきまして、初めに歳入について説明いたします。

11ページを御覧ください。

上から3番目の表でございます。18款寄附金、1項寄附金の4目教育費寄附金の補正額8万4,000円は、スポーツ振興費寄附金として一般社団法人笠間青年会議所からチャリティーゴルフ大会で募った募金を、子どもたちのスポーツ振興を目的として寄附いただいたものでございます。

同じページ一番下の表を御覧ください。5目雑入でございますが、説明欄の古民家利用者負担金10万円は、国登録有形文化財である富田家住宅へ宿泊する際の利用者実費分として、1泊当たり1人1,000円を延べ100泊分見込んだものでございます。

詳細につきましては、歳出で説明させていただきます。

次の12ページを御覧ください。

一番上のスポーツ振興くじ助成金626万1,000円の増額は、今年度分のt o t o助成金確

定によるもので、内訳はハーフマラソン大会に512万円、台湾小学生スナッグゴルフ交流事業に114万1,000円の助成となっております。

次に、歳出でございます。

17ページを御覧ください。

一番下の表でございます。7目文化財保護費でございますが、11節役務費の審査手数料は、富田家住宅から小刀3振が発見されたため、保管するために必要な審査手数料でございます。

次の12節委託料の測量業務委託料は、富田家住宅の地盤の高低差や建物の位置など詳細な平面図を作成するため、測量業務を委託しようとするものでございます。

次の清掃委託料と13節使用料及び賃借料の寝具リース料につきましては、富田家住宅の利活用に要する経費で、将来的には民間事業者による宿泊やカフェなどの運営を見据えながら、暫定的に宿泊体験施設として利用する際の水回りの清掃や消耗品の補充などの清掃業務を10回分と寝具のリース料を延べ100泊分見込んだものでございます。富田家住宅の利用者としては、食事は自前となりますが、フィールドワークやゼミ、スポーツ合宿で訪れる大学生のほか、企業や団体、インバウンドのお客様などの宿泊需要を想定してございます。

次の18ページを御覧ください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費の補正額6万円は、スポーツ推進委員の小池さんの関東表彰が決定したことから、群馬大会で行われる表彰式に本人、委員長、担当者の3名が出席するための旅費などを補正しようとするものでございます。

次の段、2目体育施設費は財源の組替えによる補正で、総合公園テニスコートのナイター照明のLED化にかかる工事費用の財源を、合併特例債から燃料費高騰対策などとしてコロナ交付金へ付け替えるものでございます。

説明は以上でございます。

○坂本委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

村上委員。

○村上寿之委員 1点確認、さっき話が出たけれども、合併特例債は何に使うのでしたか。すみません、そこをもう一回聞かせていただけますか。

○坂本委員長 松本課長。

○松本生涯学習課長 当初、総合公園のテニスコートのLED化工事を合併特例債で行おうとしていた財源なのですが、これを今回、合併特例債からコロナ交付金に付け替えるというような形になります。合併特例債を使うのではなくて、コロナ交付金を使って工事をやるということ。



○坂本委員長 村上委員。

○村上寿之委員 そういふことなのですね。合併特例債は結局使わないということによろしいですね。

○坂本委員長 ほかに。

副委員長。

○田村幸子委員 ただいま富田家住宅のことが出たと思いますけれども、今後、カフェやこういった宿泊体験をしていく施設にも使っていくということでしたけれども、これはスポーツ合宿などに使う場合、1回何名まで宿泊できて、1人1泊につき1,000円の補助が出るということによろしいですか。

○坂本委員長 松本課長。

○松本生涯学習課長 宿泊体験施設やカフェについては、将来的に事業者による運営を想定してございます。

富田家住宅に何人泊まれるかということですが、富田家住宅、12畳の和室が3部屋、10畳が1部屋、8畳が2部屋と6畳の和室がございますので、場合によっては10名以上の宿泊も可能かと思われます。それと、1泊1,000円の補助ではなくて、1泊水道代などのかかる分の実費分として1人当たり1,000円を頂くというような形でございます。

○坂本委員長 副委員長。

○田村幸子委員 なぜ質問させていただいたかといいますと、建物の維持から保管、保持といいますか、そういった持続可能なそういう取組にしていくのに、多くの方が宿泊するということになりますと、やはりそのところがちょっと心配な部分もあったものですから伺ったところなのですけれども、そういったところは管理の部分、そういった民間など団体に託していくようだとは思いますが、そのところは大丈夫なのでしょうか。

○坂本委員長 松本課長。

○松本生涯学習課長 将来的な運営に関しては、宿泊施設、カフェなどの運営を行っていた会社をお願いしたいなと思っております。

現在、それまでは暫定的に市のほうでこのような形で、歴史的価値のある建物でございますから、なかなか通常では体験できない体験をしていただくと、その泊まれた方には周辺の大日堂であったり、楞嚴寺であったりというのを訪れていただいて、あの周辺の活性化にも期待しているところでございます。

○坂本委員長 ほかに質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 01 分休憩

---

午前 11 時 01 分再開

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、教育福祉委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、15日の本会議にて報告いたします。

なお、報告書の作成については委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議がございませんので、私に一任させていただくことに決定いたしました。

では以上をもちまして、教育福祉委員会を閉会したいと思います。

お疲れさまでした。

午前 11 時 05 分閉会